

農村地域防災減災事業
(防災重点農業用ため池緊急整備事業)

事業計画の変更理由

おくのたにちく
奥の谷地区

県営奥の谷地区 農村地域防災減災事業の事業計画の変更理由

本地区の事業計画は令和4年6月14日に、ため池整備1箇所として、総事業費200,000千円で確定し、年次計画に基づいて事業を実施してきたところであるが、その後、下記理由により事業計画の変更を行う必要性が生じた。

1. 事業費の変更

- 堤体盛土材料は近隣の土取場から採取する計画としていたが、ため池用土に適した材料が確保できず、購入土に変更することによる増額

61,200千円

- 堤体掘削について、想定外の岩盤が露出し、掘削及び岩盤搬出作業が必要となることによる増額

24,300千円

- 残土処理について、当初予定していた近隣地への搬出が困難となったため、搬出先の変更に伴い運搬距離が長くなることによる増額

24,100千円

- その他

自然増（物価変動）等（入札残含む）による事業費の増額

20,400千円

2. 総事業費

単位：千円

当 初	200,000
変更後	330,000
増△減	130,000

変更

土地改良事業計画概要書

県営奥の谷地区 農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）

土地改良事業の計画の概要

※2 段書き上段の括弧書きは変更前

第1章 目 的

1 土地改良事業の施行目的

本ため池は、堤体及び取水施設の老朽化が著しく、年々、漏水量も増加していることから低水位管理を余儀なくされ、用水の安定供給に支障を来している。

また、豪雨災害や地震時には決壊の恐れがあり、下流域の農地、農業用施設及び人家等への影響も懸念されている。

このため、早急にため池整備を行い、災害の発生を未然に防止することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図ることとする。

2 土地改良法第2条第2項に掲げる事業の種類

農用地の保全又は利用上必要な施設

第2章 地域の所在及び現況

1 地域の所在

美祢市秋芳町岩永下郷 地内

2 現状

(1) 地形

美祢市は、山口県の西部のほぼ中心部に位置し、東部は山口市、南部は宇部市及び山陽小野田市、北部は長門市・萩市、西部は下関市に接し、日本最大のカルスト台地「秋吉台」と東洋最大規模の鍾乳洞「秋芳洞」といった多様かつ優れた自然景観に恵まれている。周囲を標高200m～300mの山に囲まれ、中央部に二級河川厚東川及び厚狭川が流れており、この河川沿いには細長い平野部が開けている。

(2) 土質及び土壌

ため池の左右岸の丘陵地がチャートや凝灰岩からなり、谷部には泥岩や砂岩が分布しており、チャート・凝灰岩と、泥岩・砂岩は谷に沿って東西に延びる断層で区切られている。

(3) 気象

(15.7)

(1,685)

本地域の気候は、山陰型に属し、年平均気温は15.9℃、年間降水量は1,710mmで冬季には市中央部で20cm程度の積雪も見られる。

(4) 水利・営農状況

5.6haの水田を灌漑する重要な用水源となっている。

地域営農体制の確立と後継者の育成に努めるとともに、地域資源である自然、文化等との調和を図りつつ、計画的な土地利用を促進することとしている。

(5) 地域環境の概要

実施計画区域である美祢市では、田園環境整備マスタープランを策定し、地域環境の保全に努めることとしている。

3 地積

(単位：ha)

市町村名 \ 現況地目	田	畑	原野	山林	その他	計
美祢市	5.6	－	－	－	－	5.6
合計	5.6	－	－	－	－	5.6

第3章 基本計画

1 計画の内容

(1) 一般計画

① 堤体

堤体からの漏水量を100m当り1.00リットル/s以下とするための遮水工（前刃金工法）を施し、上流側法面の浸食防止対策として法面保護工を実施する。

② 洪水吐

設計洪水量の流下に必要な規模及び構造に整備する。

③ 取水施設

計画取水量を流下させるために必要となる規模に整備するとともに、地震発生直後等の緊急時に所定の水位まで低下させる流下機能を併せ持つ構造とする。

(2) 環境配慮

本地区を含む周辺地域は、秋芳町田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮区域に位置付けられていることから、地域住民・有識者の意見を踏まえ、事業実施期間中の汚濁水流出防止等に努め、自然生態系に対する負荷を最小限に抑える対策を行う。

第4章 工事又は管理の要領

1 工事内容

(単位：m)

種 目	工 種	区 分	工 事 内 容	
防災重点農業用ため池 緊急整備	ため池整備	堤体工	構造等	(6.0) 前刃金工法 堤高 H=6.5m、堤長 L=34.5m
		洪水吐工	構造等	(42.2) 側水路型 コンクリート三面張 L=36.6m
		取水施設工	構造等	(13.5) 斜樋 コンクリート全巻φ400 L=13.3m (28.0) 底樋 コンクリート全巻φ800 L=29.4m

2 工事の着工及び完了予定時期

着手予定 令和4年6月
(令和8年3月)
完了予定 令和10年3月

3 管理の要領

(1) 管理者
美祢市

(2) 管理すべき施設の種類
奥の谷ため池施設 一式

(3) 施設利用に関する基本的事項
かんがい用水の取水、排水は従来 of 慣行水利を基本とする。

第5章 換地計画の要領

該当なし

第6章 費用の概算

1 費用の概算

区 分	金 額 (千円)	備考
	奥の谷	
純 工 事 費	(177, 000) 304, 000	
測 量 試 験 費	(20, 000) 22, 100	
営 繕 費	—	
用 地 補 償 費	(3, 000) 3, 900	
実 施 設 計 費	—	
計	(200, 000) 330, 000	

2 費用負担

区 分	金 額 (千円)	負担率	備考
	奥の谷		
国 費	(110, 000) 181, 500	55%	
県 費	(70, 000) 115, 500	35%	
市 費	(16, 000) 33, 000	(8%) 10%	
地 元 負 担	(4, 000) 0	(2%) 0%	
計	(200, 000) 330, 000	100%	

第7章 効 用

1 総費用の総括

(単位：千円)

当該事業費 ①	その他費用				総費用⑥ ⑥=①+② +③+④-⑤
	事業着工時点 の資産価額 ②	関連事業費 ③	評価期間にお ける再整備費 ④	評価期間終了 時点の資産価額 ⑤	
(172,422) 312,622	(5,397) 6,669	0	(12,224) 14,465	(11,773) 21,271	(178,270) 312,485

2 年総効果額及び年総増加農業所得額及び現況年総農業所得額の総括 (単位：千円)

区 分 効果項目	年総効果 (便益) 額	年総増加農業 所得額	現況年総農業 所得額	備考
食料の安定供給の確保に関する効果	(△ 57) △ 40	20		
維持管理費節減効果	(△ 57) △ 40	20		
農業の持続的発展に関する効果	(10,030) 12,225	(10,030) 12,225		
災害防止効果(農業関係資産)	(10,030) 12,225	(10,030) 12,225		
農村の振興に関する効果	(1,580) 1,677			
災害防止効果(一般資産)	(1,580) 1,677			
多面的機能の発揮に関する効果	0			
災害防止効果(公共資産)	0			
計	(11,553) 13,862	(10,050) 12,245	(1,311) 1,539	

3 総便益額

(単位：千円)

維持管理費節減効果	(△ 964) △ 732
災害防止効果 (農業関係資産)	(206,104) 298,682
災害防止効果 (一般資産)	(32,465) 40,969
災害防止効果 (公共資産)	0
割引後効果額合計	(237,605) 338,919

4 総費用総便益比及び所得償還率の総括

区 分	算定式	数 値	備 考
総費用(現在価値化)	③=①+②	千円 (178,270) 312,485	
当該事業による費用	①	(172,422) 312,622	
その他費用 (関連事業費+資産価額+再整備費)	②	(5,848) △ 137	
年償還額	④	千円/年 (276) 0	
年総効果(便益)額	⑤	千円 (11,553) 13,862	
現況年総農業所得額	⑥	千円 (1,311) 1,539	
年総増加農業所得額	⑦	千円 (10,050) 12,245	
評価期間 (当該事業の工事期間+40年)		年 (44) 46	(R4~R7) R4~R9 (4) 工事期間6年
割引率		0.04	
総便益額(現在価値化)	⑧	千円 (237,605) 338,919	
総費用総便益比	⑨=⑧÷③	(1.33) 1.08	≥1.0
総所得償還率	⑩=④÷⑥	(21.0%) 0.0%	≤20%
増加所得償還率	⑪=④÷⑦	(-) 0.0%	≤40%

第8章 他の事業との関係

該当なし

第9章 計画概要図

別紙のとおり

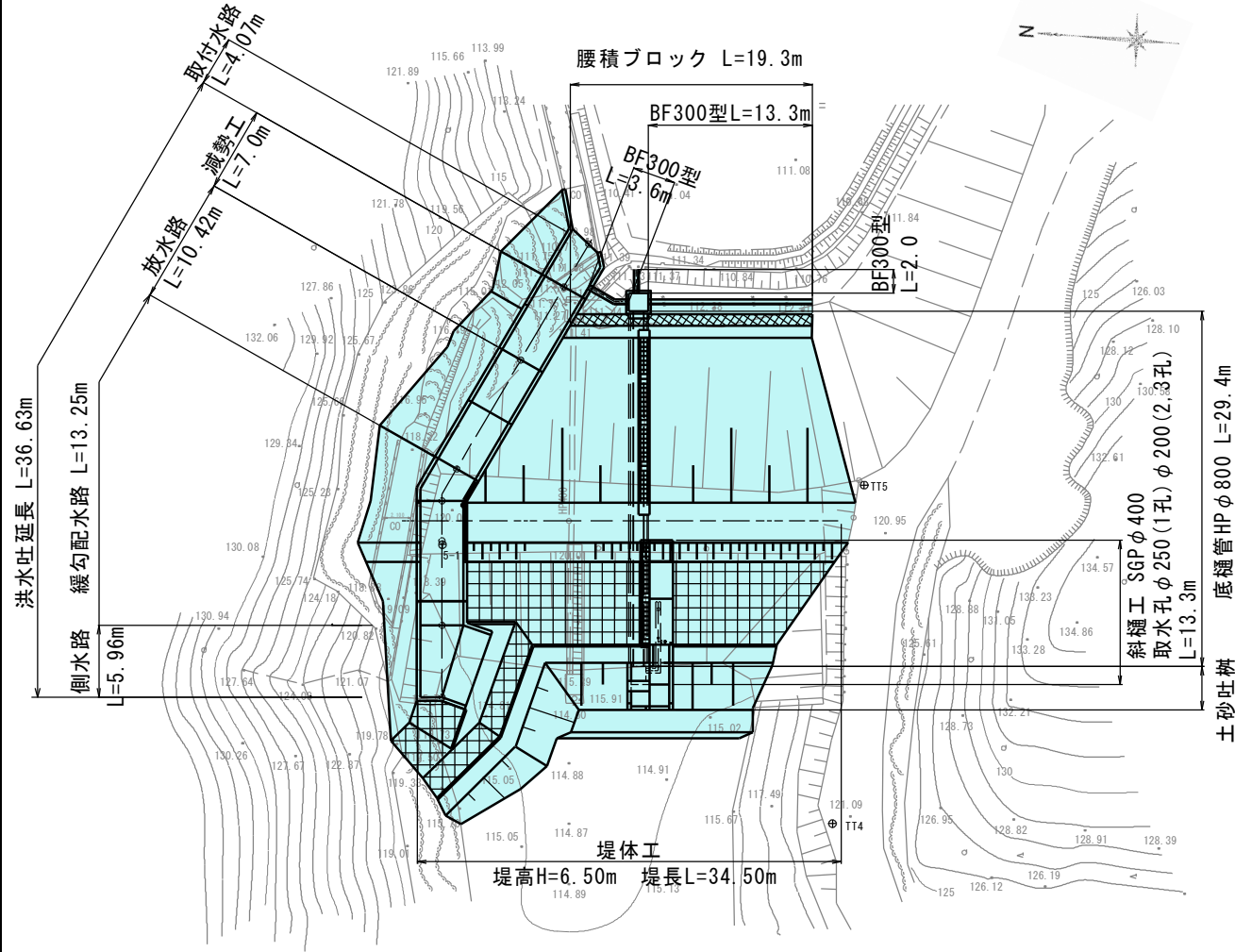
農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業（ため池総合整備工事） 奥の谷地区



計 画 概 要 図

【変更】

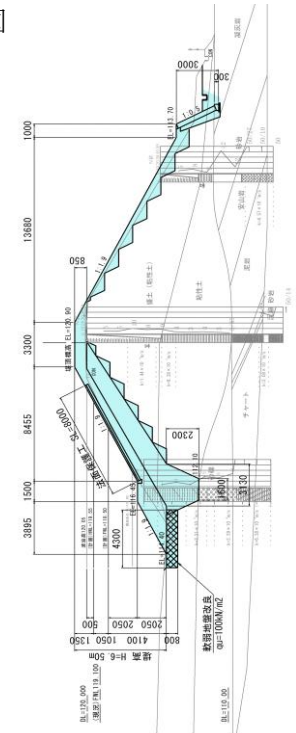
略 図



位 置 図



標準構造図

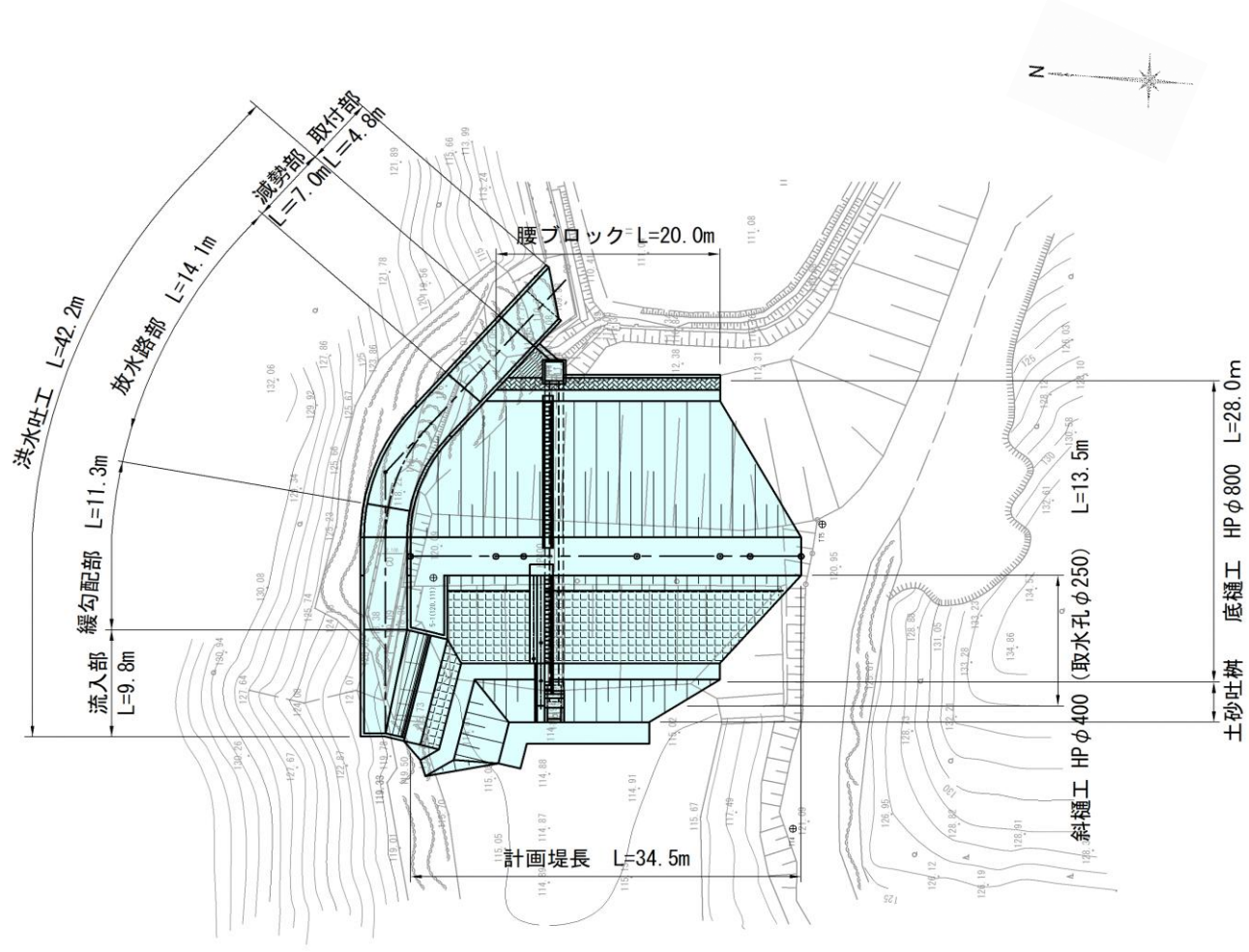


計 画 平 面 図

【当初】

略 図

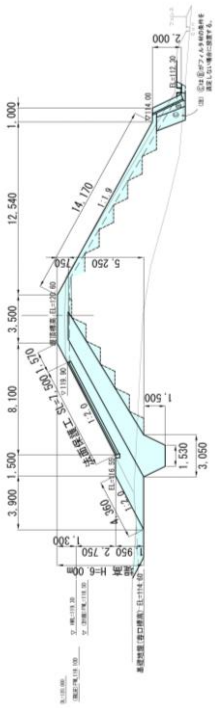
奥の谷ため池



位 置 図



標準構造図



土地改良施設の予定管理方法を記載した書面

県営奥の谷地区 農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）

土地改良施設の予定管理方法

1 管理者

美祢市

2 管理すべき施設の種類

奥の谷ため池施設一式 (堤高 $H=6.0\text{m}$ 堤長 $L=34.5\text{m}$)

3 管理の内容

ため池の貯水・取水は、従来の水利慣行に従い行うものとし、維持管理は、美祢市が別に管理規程を定めて行うものとする。

4 管理に要する費用の概算及び負担の方法

(1) 管理に要する費用の概算

維持管理費 概算年額 (76) 54 千円

(2) 費用の負担方法

管理に要する費用は、美祢市が受益者に必要に応じて賦課して行う。

5 その他管理方法に関する基本的事項

財産等の維持管理に必要な基本的事項については、必要に応じ美祢市が管轄の美祢農林水産事務所長及び受益者と協議の上決定する。

事業費の負担区分の予定及び地元負担の
予定基準を記載した書面

県営奥の谷地区 農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準について

1 事業負担区分の予定

区分	金 額	負担率
	奥の谷	
	千円	%
国庫負担予定額	(110,000) 181,500	55
県費負担予定額	(70,000) 115,500	35
市費負担予定額	(16,000) 33,000	(8) 10
地元負担予定額	(4,000) 0	(2) 0
計	(200,000) 330,000	100

2 地元負担の予定基準

事業費の地元負担は、土地改良法第91条の規定に基づき美祢市が負担する。美祢市は地区内の受益地となる農用地につき、地積割により負担金を徴収する。

なお、国費の負担予定額に変更があった場合又は県費負担予定額、市費負担予定額、地元負担予定額に変更があった場合には、それぞれ負担額を変更することがある。